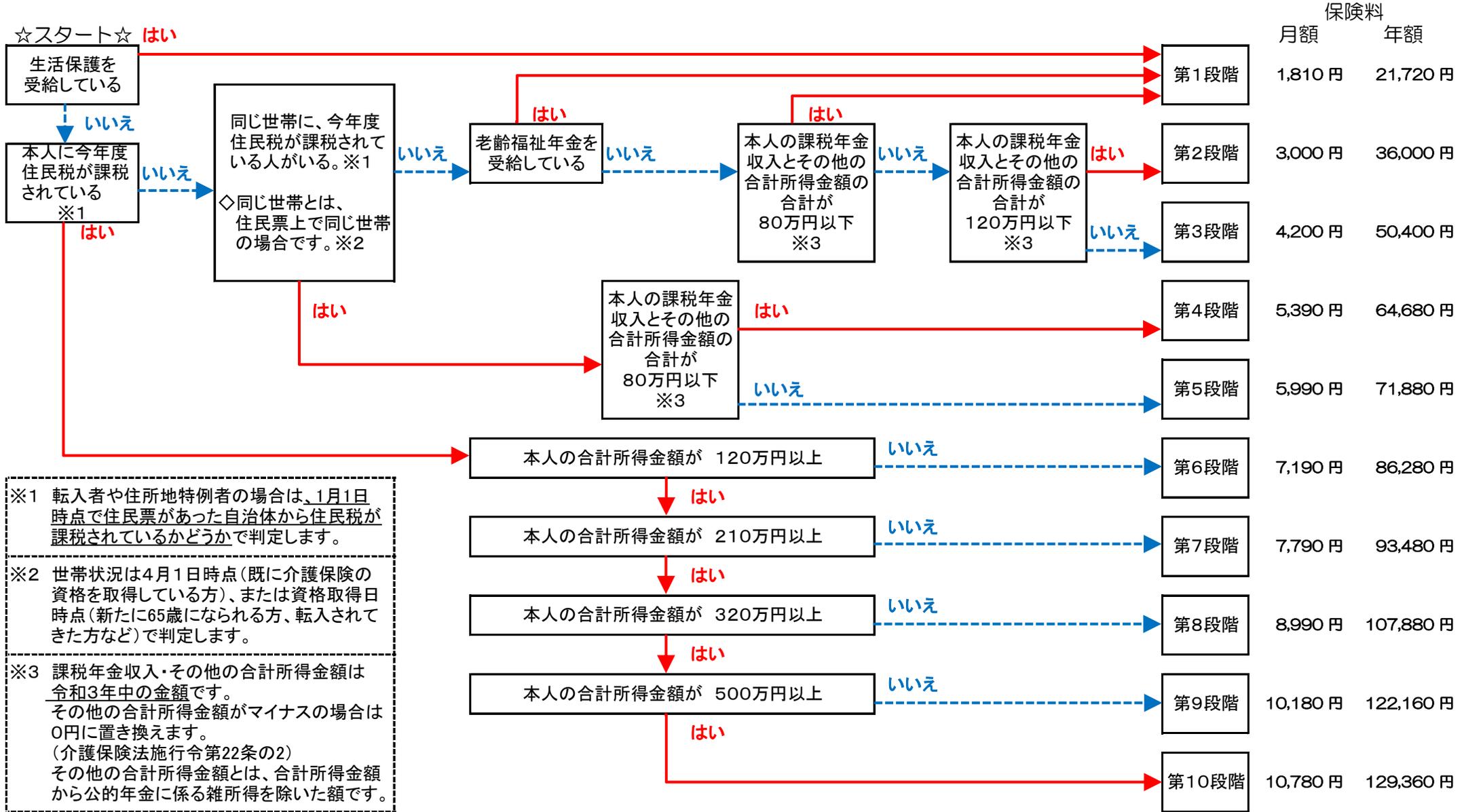


介護保険料の算出方法について（令和3～5年度）



- ★合計所得金額に給与所得や公的年金等に係る所得が含まれている場合は、合計所得金額から最大10万円を控除して得た額により年間保険料額を算定します。
- ★越前町では第5段階（月額：5,990円）を基準段階（最も平均的な額）として設定しています。介護保険料は、人口や介護サービスの利用状況など、各自治体ごとに異なります。
- ★65歳の誕生日の月（1日生まれの場合は前月）の分から、保険料がかかります。（40歳～64歳の方は、健康保険料の中に介護保険分が含まれています。）
- ★上図の段階に応じた保険料の年額を元に、普通徴収（納付書や口座振替）の方は年8回（7月～2月）、特別徴収（年金天引き）の方は年6回（偶数月）に分けて保険料を納めます。なお、7月以降に65歳になったり転入してきた場合などは、納付回数が変わりますのでご了承ください。（8月～2月までの年7回、9月～2月までの年6回、などと時期により変わります）また、普通徴収の方は、3月までの保険料の合計を納付回数で割りますので、納付書1枚当たりの金額＝上記月額保険料とはなりませんのでご了承ください。